

2008年9月11日
(平成20年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

公園緑地の基本計画の作成に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について
(答申)

2008年8月22日付けで諮問(第347号)された公園緑地の基本計画の作成に係る個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、目的外に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第10条第2項第5号の規定による本人以外のものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第1項第4号の規定による目的外に利用する必要性があると認められる。
- (3) 条例第10条第5項及び第12条第5項の規定による本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (4) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり必要な個人情報等を本人以外のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由、目的外に利用する必要性及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過

「藤沢市緑の基本計画」は平成11年2月に策定された「藤沢市都市マスタープラン」を受け、緑に関する内容をより具現化し、藤沢市の環境を保全・創出していく基本的な考え方を示すための計画として平成12年3月に策定された。

「緑の基本計画」とは、正式には都市緑地法第4条に規定される「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」といい、市町村が、その区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定することができる、緑とオープンスペースに関する総合的な計画である。

計画策定にあたっては、それまでの藤沢市の緑に関する都市計画行政や緑化推進政策をふまえ、「ふじさわ総合計画2020」で示された本市の将来像「湘南の海に開かれた生涯都市藤沢～歴史と文化と自然のネットワークするまち」の実現をめざし、緑地の保全と緑化の推進について新たな目標を定めた。

「藤沢市緑の基本計画」は、策定後概ね8年が経過し、社会情勢の変化により計画との相違が生じており修正が必要なことや、平成16年に根拠法令である都市緑地保全法が都市緑地法に改正され、内容にも変更、追加がされた。これらに加え、市民との協働などの新たな施策展開、市民ニーズの変化、地球温暖化対策など、新たに注目を浴び始めた課題や問題に対応するため、見直しを実施するものである。

見直しにあたり、基礎資料として藤沢市内の緑の現状を的確に把握することは、計画の見直しを行う上で特に重要であり、藤沢市の緑の位置及び全体量を把握するためには、航空写真を利用するのが最も効果的である。そこで、現状との差異が小さく、精度の高い資産税課が作成している航空写真を利用するものである。なお、計画の最終目標年次である平成32年及び、現在から目標年次に至る間に社会情勢等の変化、事業の進捗状況により見直しを行う際にも、同様に航空写真を利用する。

以上のとおり、他課で管理する航空写真を利用することから、条例第10条第4項及び第5項の本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略、条例第12条第4項及び第5項の目的外

に利用すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略並びに条例第18条のコンピュータの処理を行うことについて諮問するものである。

- (2) 個人情報をも本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

資産税課の作成する航空写真は、固定資産税の課税資料を作成するための元資料として、毎年1月1日に藤沢市全域を写真撮影しているものである。航空写真はその性質上直接本人から収集することが不可能であり、また撮影用飛行機を飛ばすなど多額な経費が必要となることから、情報資産の有効活用と経費削減のため資産税課の作成する航空写真を利用するものである。

- (3) 個人情報をも本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

航空写真は藤沢市全域の世帯が対象となるが、本人以外のものから収集すること及び目的外に利用をすることについて、管理情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれるため本人通知を省略するが、「個人情報を本人以外のものから収集し、目的外利用を行う」旨について、広報ふじさわを通じて周知を図る。

- (4) コンピュータ処理の必要性について

現状の緑地の量をより正確に把握するためには、航空写真のデータに同縮尺の白図を重ね合わせ、緑地の位置を描き込む作業が最も確実な算出方法であるため、航空写真と白図をコンピューター上で重ね合わせ、面積を算出する作業を行うものである。

- (5) 対象個人情報

ア 記録名称

航空写真

イ 記録媒体

DVD-ROM

- (6) 情報の管理

情報管理における安全対策については、次により個人情報の保護に努める。

ア 「藤沢市情報セキュリティポリシー」に基づき十分にセキュリティの確保に努める。

イ その職務に当たる必要最小限の職員のみ利用とする。

ウ 引き渡しを受けた目的以外には利用しないこととする。

エ 管理責任者を定め紛失等の事故が生じないよう管理を行う。

オ 本事務の実施にあたっては専門業者に委託しているので、実施にあたっては条例第16条、藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則第13条を遵守し、契約書等に記載されている個人情報データ等の取扱に関する規定につ

いて遵守させる等必要な措置を実施する。

カ 記録媒体については利用終了後速やかに資産税課に返却する。

(7) 実施時期

2008年（平成20年）9月25日（広報ふじさわ掲載日以降とする。）

(8) 提出資料

ア 業務委託契約書（写）

イ 個人情報取扱事務届出書（案）

ウ 広報ふじさわ原稿

エ 緑の基本計画の見直し作業の流れ

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(4)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性について

資産税課の作成する航空写真は、固定資産税の課税資料を作成するための元資料として、毎年1月1日に藤沢市全域を写真撮影しているものである。航空写真はその性質上直接本人から収集することが不可能であり、撮影用飛行機を飛ばすなど多額な経費が必要となることから、情報資産の有効活用と経費削減のため資産税課の作成する航空写真を利用するものである。また、計画の最終目標年次である平成32年及び、現在から目標年次に至る間に社会情勢等の変化、事業の進捗状況により見直しを行う際にも、航空写真を利用する必要性に変わりはない。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性及び目的外に利用する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知の省略について

航空写真は藤沢市全域の世帯が対象となるが、本人以外のものから収集すること及び目的外に利用をすることについて、管理情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれる。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集すること及び目的外に利用することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

なお、実施機関では、「個人情報を本人以外のものから収集し、目的外利用を行う」旨について、広報ふじさわを通じて周知を図ることとしている。

(3) コンピュータ処理の必要性について

ア コンピュータ処理の必要性について

現状の緑地の量をより正確に把握するためには、航空写真のデータに同縮尺の白図を重ね合わせ、緑地の位置を描き込む作業が最も確実な算出方法であるため、航空写真と白図をコンピューター上で重ね合わせ、面積を算出する作業を行うものである。

以上のことから判断すると、個人情報コンピューター処理の必要性があると認められる。

イ 安全対策について

実施機関では、安全対策として以下に掲げる措置を講じることとしている。

- (ア) 「藤沢市情報セキュリティポリシー」に基づき十分にセキュリティの確保に努める。
- (イ) その職務に当たる必要最小限の職員のみ利用とする。
- (ウ) 引き渡しを受けた目的以外には利用しないこととする。
- (エ) 管理責任者を定め紛失等の事故が生じないよう管理を行う。
- (オ) 本事務の実施にあたっては専門業者に委託しているので、実施にあたっては条例第16条、藤沢市個人情報の保護に関する条例施行規則第13条を遵守し、契約書等に記載されている個人情報データ等の取扱に関する規定について遵守させる等必要な措置を実施する。
- (カ) 記録媒体については利用終了後速やかに資産税課に返却する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以 上